

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | | | |
|------|---------------|-----|----------------------|-----------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|---|---|--|----------------------|-----------|---------------|-----------|--------|-----|------|------|-----|-----|----|---------|---------|-------------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | | | |
| 01 | 行政機能(警察・消防含む) | 01 | 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減 | 01 | 埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練の計画的な実施 | 埼玉県特別機動援助隊教育訓練等事業 | 令和4年度～ | 地震による建物倒壊や列車転覆事故等の災害に迅速に対応できるよう、埼玉県特別機動援助隊を構成する消防機関、埼玉DMAT(災害派遣医療チーム)及び埼玉県防災航空隊の体制強化を図る。 | 埼玉県特別機動援助隊を構成する消防機関、埼玉DMAT(災害派遣医療チーム)及び埼玉県防災航空隊を対象とした研修や実践的な訓練を行う。 | 実践的な訓練及び研修を繰り返し実施して、埼玉県特別機動援助隊が大規模な災害や事故に即応できるよう、体制を強化する。 | — | — | — | — | — | ○ | | | | | | | 危機管理防災部 | 消防課 | | |
| | | | | 02 | 消防教育の充実及び消防団員の加入促進 | 若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業 | 若い世代を中心とした消防団加入促進と消防力充実強化事業 | 平成30年度～ | R6年度に構築した企業を対象とした機能別消防団モデル事業を継続し、消防団員への加入促進を図り、各市町村へ広報展開を行うとともに、若い消防団員及び学生消防団員を対象とした研修会を開催し、若い消防団員の育成と連携強化を図る。また、消防自動車の運転に必要な消防団員の免許取得の促進に取り組む市町村を支援する。 | 企業を対象とした機能別消防団モデル事業の継続 ・若い消防団員及び学生消防団員対象の研修会を開催し、育成と連携強化を図る ・消防団応援の店のサイト運営・維持管理 ・準中型免許取得費用への県費補助 | 全国的に減少傾向にある消防団員の加入促進を行い、消防団員減少に歯止めをかけ、消防団の充実強化を図る。 | 消防団員の定員に対する充足率 | 84.7% | (R7年度) | 89.6% | (R8年度) | ○ | | | | | | | | 危機管理防災部 | 消防課 |
| | | | | 03 | 県及び市町村職員を対象とした研修や訓練の実施 | 県、市町村職員を対象とした研修や訓練の実施 | 県、市町村職員を対象とした研修や訓練の実施 | 毎年度 | 大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施する。 | 市町村長向けのトップフォーラムをはじめ、県及び市町村職員を対象に、危機管理指導者養成研修や防災人材育成研修などの総合的な危機・災害対処能力の向上を図る研修を実施する。 ・危機事案に迅速・的確に対応できるように、九都県市合同防災訓練、大規模災害時対応図上訓練、国民保護訓練及び帰宅困難者対策訓練など、関係機関と連携した訓練を実施する。 | 県及び市町村職員を対象とした研修や訓練の実施を通じて、あらゆる危機事案に対処できる体制を目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | — | 危機管理防災部 | 危機管理課、災害対策課 | |
| | | | | 04 | 毒物劇物の製造業者等に対する適切な管理状態確保の指導 | 毒物劇物等安全対策 | 毒物劇物等安全対策 | 令和4年度～ | 毒物劇物等の有害物質に起因する保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物業者への指導・取締等を行う。 | 毒物及び劇物取締法に基づく登録・届出(許認可)及び監視指導の実施 ・農薬販売店等に対する立入調査の実施 ・毒物劇物製造業者等に対する講習会の開催 | 毒物劇物業者等に対する監視率32%を目指す。 | 毒物劇物業者等に対する監視率 | 25.0% | (R6年度) | 32% | (R8年度) | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | — | — | 保健医療部 | 薬務課 |
| 02 | 防災活動拠点等の強化 | 01 | 災害対策本部等の機能維持 | 01 | 災害対策本部等の機能維持 | 埼玉県業務継続計画の推進 | 毎年度 | 埼玉県業務継続計画の実行性を確保するため、部局ごとに図上訓練を実施するとともに、災害時の職員参集状況等の迅速な把握に向けた訓練を実施する。 | 部局ごとに業務継続計画に基づいた図上訓練を毎年度実施する。 ・職員参集支援システムについて、災害時の安否及び参集確認の迅速化を図ることを目的に集計手順を確認する訓練を毎年度実施する。 | 行政自らが被災した場合においても、災害対策本部等が迅速かつ確実に機能する体制の確保を目指す。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 危機管理防災部 | 危機管理課 | | |
| | | | | 02 | 災害時に備えた物資備蓄、拠点施設の維持管理 | 防災基地維持管理事業、災害対策用物資備蓄事業 | 防災基地維持管理事業、災害対策用物資備蓄事業 | 令和4年度～令和8年度 | 各施設の機能を維持しつつ、関係部局と連携を取り、老朽化した基地等について、適切な修繕等を実施していく。また、物資の備蓄を引き続き行い、定期的に点検を実施する。 | 各支部と連携した基地開設訓練を実施する。また、物資の備蓄を引き続き行うほか、備蓄資源や設備の点検等を定期的に行う。 | 老朽化した施設について、適切な修繕を行い、維持管理を行う。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | 危機管理防災部 | 災害対策課 | | |
| | | | | 03 | 庁舎等の防災拠点施設の耐震化・エネルギーの多重化 | 庁舎等の防災拠点施設の耐震化・エネルギーの多重化 | 庁舎等の防災拠点施設の耐震化・エネルギーの多重化 | 期間設定なし | 市町村に対し、防災拠点となる公共施設の早期耐震化を働きかける。また、災害対策本部となる庁舎の非常用電源設備の早期設置など、エネルギー源確保の対策を働きかける。 | 庁舎等の防災拠点施設となる公共施設について、市町村に対し主管課長会議や耐震化状況の調査など様々な機会をとらえて、国の補助制度などを活用した早期耐震化を働きかける。また、非常用電源設備の早期設置等についても、業務継続計画の見直しや充実などの機会をとらえて同様に働きかけを行う。 | 防災拠点となる公共施設の耐震化が図られている。災害対策本部となる庁舎に非常用電源設備が設置されている。 | 防災拠点となる公共施設等の耐震化 | 98.00% | (R6年度) | 100% | (R8年度) | ○ | ○ | | | | | | | 危機管理防災部 | 危機管理課 |
| | | | | 04 | 防災活動拠点等へのアクセスの確保 | 防災活動拠点等へのアクセス道路整備 | 防災活動拠点等へのアクセス道路整備 | 令和4年度～ | 幹線道路の未接続道路の整備により防災活動拠点等へのアクセスルートの多重化を進めるとともに、現道の拡幅やバイパスの整備によりインターチェンジへのアクセス性を向上させることで県土の強靱化を図る。 | 県内の幹線道路のミッシングリンクの解消に資する道路整備を行う。また、高速道路のインターチェンジに繋がる道路の現道拡幅やバイパス整備を行う。事業実施路線等については、「埼玉県道路整備プログラム」に位置付けた路線で実施。 | 幹線道路の未接続箇所の整備、道路網の多重化による防災活動拠点等へのアクセス強化 ・現道の拡幅やバイパス整備による高速道路等へのアクセス強化 | 県管理道路の整備延長(埼玉県5か年計画) | 1,720.2km | (R6年度) | 1,749.4km | (R8年度) | | | | | | | | | 県土整備部 | 道路街路課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。
 本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | |
|------|----|-----|-------------------|-----|----------------------------|--------------------------------|---------------|---|--|--|----------|--------|--------|--------|---------------|---|-----|------|------|----|-----|---------|-----------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量 等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| | | | | 05 | 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事への支援 | 住宅・建築物耐震改修促進費 | 平成19年度～令和12年度 | 緊急輸送道路は救命救急、物資輸送及び復旧活動の「要」であるため、特定行政庁12市とともに関係機関等と連携し、民間の閉塞建築物の耐震化を促進する。 | 住宅・建築物の安全性を確保し災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物防災力緊急促進事業を推進する。 緊急輸送道路を閉塞する建築物の所有者に対し耐震改修等に係る経費の一部を補助する。 また、彩の国既存建築物地震対策協議会を運営するとともに埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会を開催する。 | 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化 | 24.3km/h | (R5年度) | 32Km/h | (R8年度) | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 国土整備部 | 道路街路課 | |
| | | 03 | 災害情報の共有と県民への適切な提供 | 01 | 河川水位や降雨状況等の観測情報の提供 | 埼玉県における治水対策の推進と豊かな環境の創出(防災・安全) | 令和4年度～ | 近年、ゲリラ豪雨の発生が頻発しており、河川状況を把握するためのリアルタイム情報の提供について、県民ニーズが高まっている。 水防団の迅速な水防活動や住民の自主的な避難行動を促すため、「埼玉県川の防災情報」などにより、河川の水位や降雨状況について、正確かつ分かりやすく情報を提供する。 | 「埼玉県川の防災情報」において、下記の観測情報を提供 ・常時観測型水位計 337箇所 ・危機管理型水位計 48箇所 ・雨量計 98箇所 ・河川監視カメラ 202箇所 「川の防災情報メール」において、下記の情報をメール配信 ・県内20箇所の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位などを超過した情報 ・県内43市町村の土砂災害警戒情報の発表及び解除の情報 | 洪水時における水防団の迅速な水防活動や住民の自主的な避難行動を促すための河川防災情報について、正確かつ分かりやすく提供していくことを目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | | | | 国土整備部 | 河川砂防課 | |
| | | | | 02 | 避難情報の可視化、共有化 | 防災体制整備事業 | 令和4年度～令和8年度 | 災害オペレーション支援システムを活用し、避難情報の可視化、共有化を行うとともに、防災関係機関と情報を共有する。 | 国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用し、県、市町村以外の機関が保有する様々な情報を災害オペレーション支援システムの地図上に展開、共有し可視化することにより、迅速な災害対応を支援する。 | 災害オペレーション支援システムを活用し、防災関係機関との災害情報の共有を図り、埼玉県GISとの連携によって適切な避難情報の発信と共有を目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | | | | 危機管理防災部 | 災害対策課 | |
| | | 04 | 警察の災害対応力の強化 | 01 | 大規模災害対策 | 大規模災害対策の推進 | 令和4年度～令和8年度 | 災害時の警察活動の拠点となる警察署の非常用発電機整備を行うとともに、浸水想定区域に設置しているものについて、浸水対策を行う。 | 耐用年数を超過した非常用発電機を順次更新するとともに、非常用発電機始動時に必要な電力を蓄電するためのバッテリーを定期的に交換する。また、浸水想定区域に設置しているものについて、嵩上げ又は止水板の設置により、浸水対策を行う。 | 耐用年数超過後の速やかな更新、蓄電池の継続した定期交換を行えるように努める。また、浸水想定区域に設置しているものについて、浸水対策を行う。 | — | — | — | — | — | | | | | | | 警察本部 | 総務部財務局施設課 | |
| | | | | 02 | 災害時の必要資機材、備蓄の整備推進 | 災害時の必要資機材、備蓄の整備推進事業 | 令和4年度～令和8年度 | 大雪、水害、地震等の災害発生時に必要となる資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の計画的な更新を行う。 | 気候変動により激甚化、頻発化する風水害及び今後30年以内に70パーセントの確率で発生すると予測される首都直下地震などの災害が発生した際に、迅速・的確な救出救助活動や避難誘導等に資する資機材を整備する。 大規模災害発生時、ライフラインの途絶等により警察業務の継続が困難な状況下においても救出救助活動や必要な業務を継続的に行うため、備蓄された食糧及び飲料水を計画的に更新備蓄をする。 | 大規模災害発生時に整備された資機材を有効活用し、迅速・的確な救出救助活動、避難誘導等を実現するほか、警察活動の継続に必要な食糧及び飲料水を備蓄する。 | — | — | — | — | — | | | | | | | | 警察本部 | 危機管理課 |
| | | | | 03 | 防災訓練による災害対応力の強化 | 防災訓練による災害対応力の強化 | 令和4年度～令和8年度 | 防災週間等と合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊ごとの個別訓練、九都県市合同防災訓練等の他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化する。 | 埼玉県警察広域緊急援助隊をはじめとした災害警備部隊や警察署員が、合同訓練や個別訓練を年間を通して実施するほか、九都県市合同防災訓練や消防、自衛隊等の防災関係機関と連携した訓練に参加することにより、防災関係機関との顔の見える関係を構築し、災害対応力を強化する。 | 今後も実効性のある防災訓練を実施することにより、発災時に防災関係機関と緊密に連携し、災害警備活動を迅速に行えるよう、災害対応力の強化に努める。 | — | — | — | — | — | | | | | | | | 警察本部 | 危機管理課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | |
|------|----|-----|-------------------|-----|-------------------------|------------|----------------|--|-----------------------------------|---------------------------------|-------|----|----|-----|----|---------------|-----|------|------|----|-----|-------|-----|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量 等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 |
| | | 05 | 応急対応に必要な非常用電源等の確保 | 01 | 地震及び水害時における県有施設の設備機能の確保 | 執行委任事業 | 執行委任事業の事業期間による | 県有施設の設備設計の際に地震及び水害時においても設備機能を確保できるよう、機器の設置高さなど設置位置や構造等を決定する。 | 執行委任事業の取組内容による | 地震及び水害時においても行政機能を確保可能な県有施設を目指す。 | — | — | — | — | — | | | | | | | 都市整備部 | 設備課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した「埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)」に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。
 本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | | | | | |
|------|-------|-----|----------------|-----------|---|--------------------------|---------------|---|---|---|-------------------------|--------|------------------------------|-------|---------|------|--------|------|------|----|-----|----|-----|---------|-------|-------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | | | | |
| 02 | 住宅・都市 | 01 | 住宅・建築物の耐震化等の促進 | 01 | 介護福祉施設等が行う耐震化等への補助 | 介護基盤緊急整備等特別対策事業 | 令和2年度～ | 「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、非常用自家発電の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。 | ○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進。 ○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)、給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備、水害対策に伴う改修等を促進。 ○ 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。 | 災害発生時に利用者の安全・安心を確保できるよう、施設の状況に併せて必要な対策をとっている施設がより増加することを目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | | | | | 福祉部 | 高齢者福祉課 | | | |
| | | | | 02① | 建築物の効果的、計画的な耐震化の実施及び耐震化工事の支援実施 | 住宅・建築物耐震改修促進費【再掲】 | 平成19年度～令和12年度 | 震災時の被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化を促進する。 | 住宅・建築物の安全性を確保し災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業を推進する。多数の者が利用する民間建築物の耐震改修に係る経費の一部を補助する。また、彩の国既存建築物地震対策協議会を運営する。 | 住宅・多数の者が利用する民間建築物の耐震化 | 住宅の耐震化率(埼玉県建築物耐震改修促進計画) | 93.2% | (R6年度) | 95% | (R12年度) | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 都市整備部 | 建築安全課 | |
| | | | | | | | | | | | | | 耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率(埼玉県5か年計画) | 96.5% | (R6年度) | 100% | (R8年度) | | | | | | | | | 都市整備部 | 建築安全課 |
| | | | | 02② | 建築物の効果的、計画的な耐震化の実施及び耐震化工事の支援実施 | 公営住宅建設事業 | 令和8年度～令和12年度 | 住宅に困窮している低額所得者に低廉な家賃で良質な住宅を供給する必要がある。そこで、生活の安定と福祉の向上を図り、あわせて居住水準の向上を図るため、老朽化した県営住宅の建替えを行う。 | 【現時点で継続費設定済みの事業】 上尾シラクハト住宅(2期) 84戸 川口飯塚住宅(1期) 67戸 入間霞川住宅(6期) 56戸 新座野火止住宅 30戸 上尾シラクハト住宅(3期) 89戸 | 上記326戸の完成 | 多数の者が利用する建築物(県有)の耐震化率 | 100% | (R5年度末) | 100% | (R8年度) | ○ | ○ | — | — | ○ | — | | | | | 都市整備部 | 住宅課 |
| | | | | 02③ | 建築物の効果的、計画的な耐震化の実施及び耐震化工事の支援実施 | 埼玉県医療施設耐震化整備推進事業費 | 平成22年度～ | 災害発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、二次救急医療機関等の耐震化整備を支援する。 | 耐震性のない医療機関が行う耐震化工事を支援する。 | 耐震性のない病院に対し、医療施設耐震整備事業補助金を周知し、病院の耐震化率の向上を図る。 | 災害拠点病院の耐震化率 | 100.0% | (R8年1月) | 100% | (R6年度) | ○ | | | | | | | | | | | 保健医療部 |
| 03 | | | | 03 | 県立学校施設の耐震化 | 県立学校施設耐震化事業 | 継続事業 | 頻発する巨大地震から生徒の安心安全を確保するため、生徒が日常的に利用する県立学校施設の耐震化を実施する。 | 生徒の安心安全を確保するため、部室棟の耐震化を実施する。 ・部室棟耐震補強工事1棟 | 県立学校施設の耐震補強工事が完了している。 | 県立学校部室棟の耐震化率 | 95.8% | (R6年度) | 100% | (R8年度) | ○ | | | | | | | | 教育局 | 財務課 | | |
| | | | | 04 | 液状化可能性分布図の公表、市町村と連携した液状化対策を含む宅地防災対策 | 液状化可能性分布図の公表 | 期間設定なし | 埼玉県地震被害想定調査(H24-H25調査)により作成した液状化可能性分布図を県ホームページで公表する。 | ・埼玉県地震被害想定調査(H24-H25調査)により作成した液状化可能性分布図を県ホームページで公表している。 ・市町村が地震ハザードマップを見直す際などの基礎データとして、同調査で作成した液状化や建物被害に係る数値データ(250mメッシュ単位)を提供している。 | 液状化の可能性があるすべての市町村で、地震ハザードマップの見直しに当たり、液状化による被害可能性情報を掲載している。 | — | — | — | — | — | ○ | | | | | | | | 危機管理防災部 | 危機管理課 | | |
| | | | | 05 | 液状化可能性分布図の公表、市町村等と連携した大規模盛土造成地の事前対策や液状化対策 | 大規模盛土造成地の事前対策及び液状化対策等の推進 | 平成20年度～ | 液状化対策に関する情報を発信する。市町村が行う大規模盛土造成地の事前対策に関する取組を支援する。 | 液状化関連情報をホームページ等で周知する。戸建て住宅の地盤に関する相談窓口を案内する。市町村職員・建築不動産業者を対象とした液状化対策研修会を実施する。 各市町村が、円滑に大規模盛土造成地の安全性把握や事前対策を実施できるよう、国の考え方や補助制度等の情報提供や、調査方法等の技術支援を通じて市町村の取組を支援する。 | 国の補助制度を各市町村に周知することで、補助制度が適切に活用され、大規模盛土造成地の事前対策が円滑に進むことを目指す。また、県民等に対し液状化対策に関する情報を発信し、戸建て住宅の液状化対策の促進を目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | — | — | ○ | — | | | | | 都市整備部 | 都市計画課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。
 本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | | |
|------|----|-----|------------|-----------|-----------------------------|----------------------------|---------------|---|--|---|------------------------|---------|--------|---------------|--------|---|-----|------|------|-----|-----|----|-------|----------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | | |
| | | | | 06 | 被災建築物応急危険度判定士の養成、判定体制の整備 | 住宅・建築物耐震改修促進費【再掲】 | 平成19年度～令和12年度 | 被災した建築物の余震等による二次災害を防止し、応急危険度判定が円滑にできる体制を整備する。 | 被災建築物応急危険度判定士の養成、訓練を実施し、連絡体制の整備を行う。 また、彩の国既存建築物地震対策協議会を運営する。 | 応急危険度判定士登録者数の確保、判定活動が円滑にできる体制整備 | 応急危険度判定士登録者数6,800人 | 6,732人 | (R6年度) | 6800人 | — | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | ○ | 都市整備部 | 建築安全課 | |
| | | | | 07 | 文化財に対する災害対策および保存対策 | 文化財に対する災害対策および保存対策事業 | 令和4年度～令和8年度 | ・市町村・文化財所有者の文化財防災に対する理解促進を図り、防災設備設置・耐震補強等の対策を推進する。 ・博物館施設等の収蔵資料に対する防災マニュアルを策定する。 ・記録保存として文化財のデジタル化を促進する。 | ・国庫補助金(国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金)等を活用し、文化財への減災対策を推進。 ・県立博物館施設において災害時の被害を最小とするため、収蔵資料に特化した防災マニュアルを策定するとともに、その経験を活かして市町村立の博物館施設、文化財主管課の防災マニュアル策定を支援。 ・県内文化財防災関係団体との意見交換・情報共有を行う会合を実施。 ・県・市町村文化財のデジタル記録の蓄積を促進。 ・文化財の災害対策に関する情報発信の促進。 | ・国、市町村、文化財所有者との連携により一層の文化財防災体制の強化が図られ、文化財への被害が最小限に止められる。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | — | 教育局 | 文化財・博物館課 | |
| | | | | 08 | 私立幼稚園の耐震化 | 私立学校振興資金融資貸付金利子補助 | 昭和35年～ | 私立学校の施設及び設備の整備充実に必要な資金の融資を促進することにより、私立学校の振興を図る。耐震化未了の幼稚園に対し、耐震化特別融資を活用した園舎の耐震化を促進する。 | 私立学校が、教育環境の充実を図るため、校(園)舎の建築や校(園)地の購入等を行う際に金融機関から融資を受けた場合、利子の一部を補助する。 | 私立幼稚園の耐震化率100%を目指す。 | 私立幼稚園の耐震化率 | 95.2% | (R7年度) | 100% | (R8年度) | ○ | — | — | — | — | — | — | 総務部 | 学事課 | |
| | | | | 09 | 障害児(者)施設等が行う耐震化等への補助 | 障害児(者)福祉施設等施設整備事業 | 継続事業 | 「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)に基づき、障害児(者)施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。 | ○耐震化整備 新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築確認された建物についての改築等及び、新耐震基準を満たす別の建物への移転等を促進。 ○非常用自家発電設備整備 緊急災害時用の自家発電設備の整備を促進。 ○水害対策強化 住まいの場(入所施設等)において、大雨等の災害に備えて利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備を促進。 ○ブロック塀等改修整備 | 災害発生時に利用者の安全・安心を確保できるよう、施設の状況に合わせて必要な対策をとっている施設がより増加することを目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | — | ○ | — | — | — | — | 福祉部 | 障害者支援課 | |
| | | 02 | 空き家対策の促進 | 01 | 老朽空き家対策、空き家利活用についての市町村の取組支援 | 空き家等対策促進事業 | 平成27年度～ | 市町村、関係団体、県関係課で構成する「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議」を通じて、空き家等対策計画の策定支援を行うなど市町村の空き家対策を支援する。 | 市町村、関係団体、県関係課で構成する「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議」を通じて、空き家等対策計画の策定支援を行うなど市町村の空き家対策を支援する。 | 市町村の老朽空き家対策及び空き家利活用対策が進んでいる。 | 空き家・所有者不明土地対策連絡会議の開催回数 | 2回 | (R7年度) | 2回 | (毎年度) | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | — | 都市整備部 | 建築安全課 | |
| | | | | | | | | | | | 空き家等対策計画を策定した市町村数 | 累計52市町村 | (R6年度) | 累計50市町村 | (R7年度) | | | | | | | | 都市整備部 | 建築安全課 | |
| | | | | 02 | 空き家を含む既存住宅の流通促進 | 空き家を含む既存住宅の流通促進 | 期間設定なし | 災害時に応急仮設住宅を速やかに供給するため、市町村説明会や訓練などを通じて供給体制の強化を進める。 | 市町村事務説明会、図上訓練、応急仮設住宅建設適地の調査を行う。また、協定団体に対して建設型応急住宅の建設能力の確認を行う。 | 空き家を含む既存住宅の流通促進を目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | — | — | — | — | — | 都市整備部 | 住宅課 | |
| | | 03 | 災害に強い都市づくり | 01 | 防火地域、準防火地域を指定する市町の都市計画決定支援 | 防火地域、準防火地域を指定する市町の都市計画決定支援 | 期間設定なし | 災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援する。 | 市町が定める都市計画である防火地域又は準防火地域の指定について、市町との会議において積極的な検討を依頼するとともに、作成したパンフレットを活用し、市町職員の意識の向上を図る。 | 県内20地区以上、防火地域又は準防火地域の指定拡大を支援する。 | 防火・準防火地域の指定面積 | 10827ha | (R8年度) | 10520ha | (R8年度) | — | ○ | — | — | — | — | — | — | 都市整備部 | 都市計画課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | |
|------|----|-----|----|-----------|-----------------|---|--------------|---|---|--|--|----------|----------|----------|---------------|---|-----|------|------|----|-----|-------|----------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 |
| | | | | 02 | 災害に強いまちづくりの推進 | 安全な市街地を形成する土地区画整理事業や市街地再開発事業 住宅密集地の改善 埼玉版スーパー・シティプロジェクト | 令和4年度～令和8年度 | 県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施と促進、住宅密集地の改善等により災害に強いまちづくりを推進する。 | 県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施及び促進し、良好な都市基盤(住宅地や商業地)が整備され、災害対応力を向上させる。 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの考え方に沿ったまちづくりを、その主体である市町村とともに取組み、地域のレジリエント(防災・減災)の向上を図っていく。 | 良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積について、令和8年度末までに20,942haを目指す。 | 良好な都市基盤が整備された面積 (埼玉県5か年計画) | 20,713ha | (R6年度) | 20,942ha | (R8年度) | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | 都市整備部 | 市街地整備課 |
| | | | | | | | | | | | 埼玉県住生活基本計画 住宅密集地の改善計画を策定した住宅密集地の地区数 | 18地区 | (R7年12月) | 20地区 | (R12年度) | | | | | | | 都市整備部 | 市街地整備課 |
| | | | | 03 | 県内公園の未開設区域開設の整備 | 県内公園の未開設区域開設の整備 | 令和4年度～令和10年度 | 防災空地の確保のため、公園拡張整備を進める。 | 震災時における県民の生命・財産を守るため、広域避難地、一時避難地、指定緊急避難場所ともなる公園の整備を推進する。 | 未開設箇所のある、さきたま古墳公園の段階的な開設を行う。 | — | — | — | — | — | ○ | | | | | | 都市整備部 | 公園スタジアム課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した「埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)」に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。
 本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | 担当課 | | | | | |
|------|------|-----|---------------------|-----------|---------------------------------------|--|----------------------------------|--|--|--|---|------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------------|---|-----|------|------|----|-----|---------|-------------------------|---|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| 03 | 保健医療 | 01 | 災害時医療体制の確保 | 01 | メディカルコントロール体制の強化及び救急救命士の計画的養成、再教育等の実施 | ①メディカルコントロール体制整備促進費 ②救急救命士養成事業費(財団負担金) ③救急救命士養成事業費(運営・施設整備費) | ①平成14年度～ ②平成30年度～ ③平成11年度～ | ①救急救命士の医療行為の指示、指導・助言体制の確立、医学的観点からの事後検証体制の確立など、救急業務の高度化を図る。 ②救急救命士の養成を主な目的として、47都道府県の共同出資により設立された救急振興財団の運営のため、必要な財政負担を行う。 ③救急救命士の新規養成及び現救急救命士に対する処置拡大等に対応した研修を行う。 | ①県メディカルコントロール協議会を運営する。 ②救急振興財団へ負担金を支出する。 ③救急救命士の新規養成及び研修の実施 | 県内全ての救急隊で救急救命士を常時運用できる体制になるよう、救急救命士の新規養成を行う。 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | 危機管理防災部 | 消防課 | |
| | | | | 02 | 平常時からの医療体制の充実、近隣都県との医療連携の推進 | 災害医療体制強化推進事業 | 平成18年度～ | 記録的な災害が毎年発生する中、災害拠点病院やDMAT、地域の医療関係者の活動がますます重要になっている。 そこで、令和3年度より創設した県独自の「災害時連携病院」及び「埼玉地域DMAT」の強化を行うことで、本県の医療提供体制を確立する。 | 記録的な災害に備えるため、東日本台風(令和元年10月)の教訓を踏まえつつ、地域で災害対応の中核を担う人材のレベルアップを図る。また、災害拠点病院に加え、災害時の患者受入れの拠点となる災害時連携病院、一般病院が重層的な災害に強い医療体制を構築することで、本県医療提供体制の更なる強化を推進する。 ・災害時連携病院の指定 R3年度～ ・埼玉地域DMATの登録の実施 R3年度～ | 大規模災害が発生した場合には、限られた医療資源を最大限活用し、発災後の時間経過に応じた適切な医療を提供する。 そのために、平時から災害を念頭に置いた医療関係機関や防災関係機関との連携体制を構築する。 | 医療施設(病院・診療所)の医師数 災害時連携病院の指定数 埼玉DMATのチーム数 | 13,863人 32病院 83隊 | (R6年度) (R8年1月) (R8年1月) | 16,343人 35病院 60隊 | (R8年度) (R8年度末) (R5年度末) | ○ | — | — | ○ | — | — | — | 保健医療部 保健医療部 保健医療部 | 医療整備課・医療人材課 医療整備課・医療人材課 医療整備課・医療人材課 |
| | | | | 03 | 高次医療施設へのアクセスの確保 | 高次医療施設へのアクセス道路整備 | 令和4年度～ | 幹線道路の整備により高次医療施設等へのアクセス強化を進めるとともに、救急搬送時の搬送時間の短縮を図る。 | 高次医療施設等へのアクセス道路となる幹線道路の整備を行う。また、アクセス道路の渋滞解消に資する交差点改良を行う。 事業実施路線については、「埼玉県道路整備プログラム」に位置付けた路線で実施。 | ・幹線道路の整備、道路網の多重化による高次医療機関等へのアクセス強化、搬送時間の短縮 | 県管理道路の整備延長(埼玉県5か年計画) 県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度(埼玉県5か年計画) | 1,720.2km 24.3km/h | (R6年度) (R5年度) | 1,749.4km 32Km/h | (R8年度) (R8年度) | ○ | — | — | — | — | — | — | — | 県土整備部 県土整備部 |
| | | 03 | 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保 | 01 | 感染症予防策の徹底、医薬品備蓄、資材備蓄 | 新型インフルエンザ対策事業(医薬品確保対策事業、医療体制等整備事業) | 平成18年度～ | 新型インフルエンザ等の発生・流行に備えた医薬品確保対策、医療体制等を整備することにより、県民の健康被害や社会的影響を最小限に抑える。 | ・新型インフルエンザ発生時における健康被害の最小化のためには、適時に患者に抗インフルエンザウイルス薬が供給される必要がある。令和6年9月3日に、抗インフルエンザ薬の備蓄目標量を変更する旨の国の通知があり、備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,750万人分備蓄することとされ、本県においても、この目標を基に備蓄を行っている。 | 感染症の流行に備えて、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるための体制を構築する。 | 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄目標量である102.17万人分備蓄する。 | 102.17万人分 | (R7年度) | 102.17万人分 | (毎年度) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | 保健医療部 | 感染症対策課 |
| | | | | 02 | 感染症専門人材の育成・確保 | 感染症専門研修の実施 | 令和4年度～ 令和7年度 | 新型コロナウイルスや既存の感染症だけではなく、将来の未知の感染症発生時も初期段階で対応でき、院内でリーダーとなる感染症専門人材を育成する。 | 県が研修会を開催し、各医療機関においてリーダーとして初期段階で対応できる人材を育成する。 | 研修修了者が中心となり、県内すべての入院医療機関内で平時から効果的な感染症対策が実施されることを目指す。 | 感染症専門研修受講者数(埼玉県5か年計画) 感染症専門研修受講者数(埼玉県地域保健医療計画) | 575人 575人 | (R7年度) (R7年度) | 542人 542人 | (R8年度) (R8年度) | ○ | — | ○ | ○ | — | — | — | 保健医療部 保健医療部 | 感染症対策課 感染症対策課 |
| | | | | 03 | サーベイランスによる感染症流行のいち早い察知、注意の実施 | 感染症監視事業費 | 期間設定なし(昭和54年度～) | 患者の発生状況を早期かつ確に把握して、患者の早期発見・早期治療及び感染拡大を防止する。また、感染症の発生状況や病原体情報を把握して、流行を予測し、適切な予防措置を講じる。 | 感染症の流行をいち早く察知し、必要に応じて注意を促すため、サーベイランス(感染症発生動向調査)を行う。 | 感染症の発生状況を迅速かつ正確に把握・分析し、その結果を公開・提供していくことで県民が安心して生活できる社会を目指す。 ・ ・ | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | — | 保健医療部 | 感染症対策課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | 担当課 | | | | |
|------|-------|-----|-------------------------------------|------------------------|-----------------|---|---|---|---|--|--|----|----|-----|---------------|---|-----|------|------|-----|-----|-------|----------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量 等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| 05 | エネルギー | 01 | 省エネルギー化の推進 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 | 01 | 再生可能エネルギー等の導入促進 | 地域脱炭素化xエネルギーレジリエンス強化事業 埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進事業 | 平成23年度～ | 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時における面的な電力利用や平時における複数企業間での電気・熱エネルギー融通など、モデル的な分散型エネルギーの活用を行う取組への補助等によりエネルギーの脱炭素化促進を図る。 超少子高齢社会の諸課題を見据え、市町村のコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えたまちづくりを県が支援する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進する。 | ・家庭、企業等への省エネ・再エネ活用設備の導入補助を行う。 ・環境科学国際センターに太陽光発電設備等を設置し、騎西特別支援学校と自営線をつなぐことで、非常時には同センターから電力を供給する事業を行う。 ・川島ひばりが丘特別支援学校、中央防災基地において、太陽光発電設備等を設置し、平時から電力を融通する事業を行う。 ・その他の県有施設においては、令和5年度に実施した再エネ活用設備導入可能性調査の結果を基に、令和7年度から導入を進める。 ・埼玉版スーパー・シティプロジェクトの考え方に沿ったまちづくりを、その主体である市町村とともに取組み、地域のレジリエンスの向上を図っていく。 | 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーの効率的な利用が行われるとともに再生可能エネルギーの利用が進んでいる。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | 環境部 | エネルギー環境課 | |
| | | 02 | | 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保 | 01 | 県有施設の省エネルギー化など温室効果ガス排出削減対策の率先的な実施 | 執行委任事業【再掲】 | 執行委任事業の事業期間による | 県有施設の設計の際に、断熱性能の向上や高効率機器への更新など省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出削減を率先的に推進する。 | 執行委任事業の取組内容による | 災害発生時においても、より少ないエネルギー消費にて行政機能を確保可能な県有施設を目指す。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 都市整備部 |
| | | 02 | 再生可能エネルギー等の導入促進 | 地域脱炭素化xエネルギーレジリエンス強化事業 | 平成25年～ | 住宅用省エネ設備や再エネ活用設備の導入を支援することで、家庭部門の脱炭素化を促進するとともに災害時におけるレジリエンス強化を図る。 | 既存住宅における太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池、エネファームの導入支援を行う。 | 家庭部門の温室効果ガス排出量の削減 | — | — | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | 環境部 | エネルギー環境課 | |
| | | 03 | 次世代自動車の普及 | 01 | V2Hの設置支援 | EV/PHV普及促進事業 | 令和6年度～令和7年度 | V2H充放電設備の導入を支援することで、家庭部門の脱炭素化を促進するとともに災害時におけるレジリエンス強化を図る。 | 県内の個人を対象にV2H充放電設備の導入支援を行う。 | 住宅のオフグリッド化が進み、レジリエンスが高まっている。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — | 環境部 | 大気環境課 | | |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。
 本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|-----|------------------------------|-------------------------------|--------------------------|--|--|--|---|---|-----------|------|------------------|---------------|----------|---|-----|------|------|-----|-----|----|-------|--------|-------|--------|---|-------|----------|-------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | | | | | | | | |
| 07 | 産業 | 01 | 平常時からの産業創出 | 01 | 県内中小企業等の稼げる力につながる技術開発の支援 | 技術開発サポート事業、新技術・新製品開発支援事業 ※新技術・新製品開発支援事業は、令和7年度2月補正予算 | 令和4年度～ | 県内中小企業等の稼げる力につながる技術開発の支援 | ・デジタル技術などを活用した製品開発への支援 | 県内中小企業等の稼げる力につながる技術開発支援の継続的な実施。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 産業労働部 | 新産業育成課 | | | | | | | |
| | | | | 02 | デジタル技術の活用支援 | デジタルものづくり環境を活用した試作支援等 | 平成30年度～ | AI・IoT等テクノロジーの急激な進歩を背景に、設計、試作プロセスのデジタル化による省力化、省資源化、形状最適化による高付加価値化が求められている。 SAITECに整備されたデジタルものづくり環境を活用した支援を提供し、技術の普及啓発を行う。 | ・デジタルものづくり環境を活用した試作支援 ・研究会による講演会、見学会実施 | デジタルデータ(3Dデータ)を活用したものが広く製造業に浸透して設計→試作→生産のデジタル化による開発期間の短縮や、柔軟かつ迅速な生産立ち上げが可能となり、企業の競争力が高まる。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 産業労働部 | 新産業育成課 | | | | | |
| | | | | 03 | 埼玉県の「稼げる力」の強化 | 企業立地推進事業 | 令和4年度～令和8年度 | 市町村や金融機関等と連携したオール埼玉での企業誘致や、フォローアップを通じた企業のビジネスチャンスの拡大と県内への定着を支援 | ・企業のニーズに応じ、スムーズでワンストップなサポート体制による企業誘致の推進 ・フォローアップの強化による、立地企業の定着支援と再投資促進 ・圏央道以北地域などへの企業誘致の推進 ・観光施設誘致に向けた取組推進 | 新規の企業立地件数 250件(令和4年度～令和8年度の累計) | 新規の企業立地件数 | 166件 | (R4年4月-R7年3月末時点) | 累計250件 | (R4-8年度) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 産業労働部 | 企業立地課 | | |
| 02 | 金融機能・産業機能の維持 | 01 | 県産業振興公社と連携した中小企業のBCPの普及、策定支援 | BCP策定支援事業 | R2年度～ | 持続可能な県経済の成長を達成することを旨とし、令和2年度から開始する | ・産業振興公社に防災・減災の事前対策に関する専門家を配置し、県内中小企業のBCP策定支援を行う。 ・損害保険会社社員等を「彩の国BCPサポーター」として登録し、取引先企業のBCP策定を促進する。 | BCPを策定することで、地震や風水害に遭っても速やかに復旧できる体制を整えた企業が増え、県民が安心して生活できる社会を実現する。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 産業労働部 | 経営・金融支援課 | | |
| | | 02 | 県制度融資による被災時の民間企業の事業継続の支援 | 中小企業制度融資利子補給費 | 昭和29年度～令和23年度 | 県が金融機関に対して利子補給を行うことにより、各種の目的に対応した融資制度を設け、地域経済を支える県内中小企業者の金融の円滑化を図る。 | 被災時の民間企業の事業継続を支援するため、県制度融資における経営安定資金の融資枠を十分確保するとともに、経営安定資金(災害復旧関連)について、ホームページやパンフレット等により周知する。 | 災害発生時に県制度融資の迅速な融資により被災企業の事業継続を支援 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 産業労働部 | 金融課 |
| | | 03 | 工業用水の水処理施設の耐震補強 | 柿木浄水場耐震化事業、埼玉県南部工業用水道取水施設改築事業 | 令和元年度～令和8年度 | 地域防災計画において想定される最大規模の地震動(レベル2地震動、震度6強程度)に対する耐震性能を確保するため、工業用水道施設の耐震化を図り、地震に強い工業用水道を構築する。 | 災害時においても工業用水を給水事業所へ安定供給するため、柿木浄水場内の着水井、取水ポンプ井、沈でん池、薬品貯槽、汚泥引抜ポンプ井、配水池の水処理施設の耐震化を進める。 | 災害時においても工業用水を給水事業所へ安定供給する。 | 柿木浄水場施設の耐震化率(第4次企業局経営5か年計画) | 93% | (R7年度末) | 100% | (R8年度) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 企業局 | 水道管理課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | | | |
|------|----|-----|-------------------|-----------|---|---|---------------|---|--|--|---|-----------|--------|---------------|----------|---|-----|------|------|-----|-----|-------|-------|----------|-------|---------------------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | | | |
| 08 | 交通 | 01 | 鉄道設備の整備等による安全性の向上 | 01 | 鉄道安全輸送設備整備費補助 | 鉄道安全輸送設備整備費補助 | 昭和51年度～ | 経営基盤の脆弱な中小私鉄である秩父鉄道(株)の輸送の安全性向上を図るため、同社が実施する輸送設備の整備に対して補助を行う。 | 信号保安設備・停車場・線路・変電所等の安全性の向上に資する設備の整備に対して補助を行う。 | ・地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤である重要な社会インフラである秩父鉄道が存続する。 ・秩父鉄道の輸送の安全性が確保される。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | | | | | | 企画財政部 | 交通政策課 | | |
| | | 02 | 道路ネットワークの整備・通行の確保 | 01 | 災害時における道路の通行確保に対する各種対策の実施 | 災害時における道路の通行確保 | 令和4年度～ | 幹線道路の未接続道路の整備により防災活動拠点等へのアクセスルートの多重化を進めるとともに、現道の拡幅やバイパスの整備によりインターチェンジへのアクセス性を向上させることで県土の強靱化を図る。 大規模災害後に円滑な救命・救急活動を行うため、防災拠点を結ぶ道路の無電柱化を進める。 | ・大規模災害時において道路の通行機能を確認するため、平常時から道路の安全点検や連絡体制の構築、環境整備に努めるとともに、災害時における道路啓開体制の強化を進める。 ・都県境の未接続道路など、県内の幹線道路のミッシングリンクの解消に資する道路整備を行う。また、高速道路のインターチェンジに繋がる道路の現道拡幅やバイパス整備を行う。事業実施路線等については、「埼玉県道路整備プログラム」に位置付けた路線で実施。 ・県管理道路における電線類の地中化の整備を行う。 | ・幹線道路の未接続箇所の整備、道路網の多重化による防災活動拠点等へのアクセス強化 ・現道の拡幅やバイパス整備による高速道路等へのアクセス強化 ・県管理道路における電線類地中化のインターチェンジに繋がる道路の現道拡幅やバイパス整備について令和8年度末までに65.7km以上を目指す。(令和2年度末現在57.5km) | 県管理道路の整備延長(埼玉県5か年計画) | 1,720.2km | (R6年度) | 1,749.4km | (R8年度) | | | | | | | | | | 県土整備部 | 県土整備政策課・道路街路課・道路環境課 |
| | | | | 01 | 災害時における道路の通行確保に対する各種対策の実施 | 住宅・建築物耐震改修促進費【再掲】 | 平成19年度～令和12年度 | 緊急輸送道路は救命救急、物資輸送及び復旧活動の「要」であるため、特定行政庁12市とともに関係機関等と連携し、民間の閉塞建築物の耐震化を促進する。 | 住宅・建築物の安全性を確保し災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物防災力緊急促進事業を推進する。 緊急輸送道路を閉塞する建築物の所有者に対し耐震改修等に係る経費の一部を補助する。 また、彩の国既存建築物地震対策協議会を運営するとともに埼玉県緊急輸送道路閉塞建築物等耐震化促進協議会を開催する。 | 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化 | 耐震診断義務付け建築物の耐震化進捗率(埼玉県5か年計画) | 96.5% | (R6年度) | 100% | (R8年度) | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 都市整備部 | 建築安全課 | | |
| | | 02 | 森林管理道の整備・維持管理 | | 森林管理道整備事業 | 森林管理道整備事業 | 平成14年度～ | 適切な森林整備の推進や林業経営の効率化及び山村生活環境の改善などを図るため、その基盤となる森林管理道を整備する。 | 埼玉県地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている森林管理道の整備(開設、改良及び舗装)を行う。 | 森林管理道整備の推進、適切な維持管理 | 森林管理道整備事業における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」対象路線の整備実績 | 7箇所 | (R7年度) | 8路線 | (R8年度) | — | ○ | ○ | — | ○ | — | | 農林部 | 森づくり課 | | |
| | | 03 | さいたま減災プロジェクト | | さいたま減災プロジェクト | さいたま減災プロジェクト | 期間設定なし | 株式会社ウェザーニューズが管理・運営するウェブサイトにて災害情報や道路の通行状況を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。 | ・県民の身近な気象情報や災害時の情報を投稿し、閲覧してもらい、日頃から減災対策に取り組んでもらう。 ・ホームページやチラシ配布により、「さいたま減災プロジェクト」の取組をPRする。 | 県民による自助・共助のまちづくりの推進のため、「さいたま減災プロジェクト」が活用される。 | — | — | — | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — | 都市整備部 | 都市計画課 | | | |
| | | 04 | 自動起動式発動発電機の設置及び更新 | | 交通安全施設整備事業 ・信号機の計画的な更新(ファシリティマネジメント) | 交通安全施設整備事業 ・信号機の計画的な更新(ファシリティマネジメント) | 令和4年度～令和8年度 | ①災害発生時に信号機滅灯による交通混乱を防止するため、停電時に信号機へ自動で電力を供給する「自動起動式発動発電機」の設置及び更新を行う。 ②災害発生時に信号機倒壊による交通障害を防止するため、老朽化した信号機を計画的に更新する。 | ・自動起動式発動発電機 設置 : 25基 ・自動起動式発動発電機 更新 : 102基 ・信号柱の更新 : 2,400本(600本/年) | 緊急交通路等における自動起動式発動発電機の整備率:70%以上 | 緊急交通路等における自動起動式発動発電機の整備率 | 68.6% | (R7年度) | 70.9% | (R7年度) | ○ | — | — | — | — | — | | 警察本部 | 交通部交通規制課 | | |
| | | 03 | 道路施設の耐震化による安全性の向上 | 01 | 旧基準の橋りょうの耐震補強の推進、計画的な修繕や更新の実施 | 橋りょうの耐震補強の推進、計画的な修繕や更新の実施 | 令和4年度～ | ・大地震が発生した場合の影響を最小限にとどめ迅速な復旧・復興を図るため、橋りょうの耐震化を推進する。 ・経年劣化による橋りょうの機能不全に対応するため、橋りょうの修繕や更新を計画的に進める。 | ・平成8年より古い基準で建設された橋りょうのうち、緊急輸送道路上などの橋りょうの耐震補強を推進する。 ・橋りょう保全計画に定められた橋りょうの修繕や更新を進める。 | ・平成8年より古い基準で建設された耐震補強が必要な橋りょうの耐震補強率について令和8年度末までに85.8%を目指す。 ・橋りょう保全計画に定められた橋りょうの修繕や更新を計画的に進め県管理道路の安全性を高める。 | 平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率(埼玉県5か年計画) | 78.5% | (R6年度) | 85.8% | (令和8年度末) | | | | | | | | | 県土整備部 | 道路環境課 | |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | |
|------|----|-----|----|-----|------------------------------------|-------------------------|----------------|---|---|-------------------------------------|-----------------------------|------|--------|------|---------------|---|-----|------|------|----|-----|-----|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 |
| | | | | 02 | 橋梁等の耐震補強の推進、計画的な修繕などによる道路等の安全確保の推進 | 森林管理道整備事業、森林管理道施設点検調査事業 | 平成14年度～、令和4年度～ | 森林管理道施設(橋りょう・トンネル)は、高度経済成長期に集中的に整備されており、老朽化による大規模な修繕や更新が同時期に発生する可能性があるため、埼玉県森林管理道施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、予防保全の観点からメンテナンスサイクルを構築し、ライフサイクルコストの縮減を図る。 | 平成28年度に策定した埼玉県森林管理道施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、定期的な点検・調査・診断を行い、予防保全の観点から効率的で経済的な施設の維持管理・更新を行う。 | 森林管理道施設の長寿命化推進およびメンテナンスサイクルの構築とその執行 | 健全度Ⅲ、Ⅳの森林管理道施設における補修を実施した割合 | 100% | (R7年度) | 100% | (R8年度) | — | ○ | — | — | — | — | 農林部 | 森づくり課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | | | | | | |
|------|------------|-----|----------------------|-----------|--|-----------------------------------|---|--|---|---|--------|------|--------|---------------|---------|---|-----|------|------|-----|-----|----|---|-----|-------|-----|-------|-------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | | | | | | |
| 09 | 農業 | 01 | 平常時からの農業生産の確保 | 01 | 青年の就業意欲の向上と就業後の定着 | 新規就業総合支援事業 | 平成24年度～ | 青年等の就業意欲の喚起と就業後の経営確立を図るため、就業前の研修期間(2年以内)及び就業直後(3年以内)の所得を確保する資金を交付し、将来の埼玉県農業を担う青年新規就農者を確保する。 また、新規就農者が行う機械・施設等の導入に対して支援を行うことで、青年新規就農者の確保につなげる。 | ○ 就業準備資金事業 独立・自営就農を目指し県指定研修機関で研修を行う者に資金を交付 ○ 営農開始資金事業 経営が不安定な就業直後の独立・自営就農者に資金を交付 ○ 経営発展支援事業 新規就農者が行う機械・施設等の導入に対して資金を交付 | 本県の農業生産を維持・発展させることができる新規就農者の確保 | 新規就農者数 | 330人 | (R6年度) | 330人 | (R12年度) | | | | | | | | | 農林部 | 農業支援課 | | | | |
| | | | | 02 | 農業用ため池等への耐震化、基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新の推進、農地維持 | 防災減災緊急対策事業 | 平成28年度～令和8年度 | 農業用水利施設(ため池等)のうち、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要があるものについて、調査及び計画の策定を進める。 | ・地震に対する安全度が不足し、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要がある農業水利施設(ため池等)について、工実施のための事業計画内容の詳細検討や事業計画書の作成を行う。 ・農業用ため池の下流において、二次被害が想定され、詳細調査を緊急に実施しなければならない施設について、防災減災の見地から、施設管理者に対し、必要な調査費の補助を行う。 | 農業用ため池の防災情報連絡体制を整備する。耐震性調査の結果、所定の安全率を下回ったため池について耐震対策を進める。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 農林部 | 農村整備課 | | |
| | | | | 02 | 農業用ため池等への耐震化、基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新の推進、農地維持 | かんがい排水事業(長寿命化対策) | 平成28年度～令和14年度 | 基幹的農業水利施設について、老朽化した施設の長寿命化の観点からの確かな予防保全対策を行い、国土強靱化を実現する。 | ・令和3年度実施 11地区 ・令和4年度実施 6地区 ・令和5年度実施 6地区 ・令和6年度実施 6地区 ・令和7年度実施 7地区 ・令和8年度実施予定 9地区 | 基幹的農業水利施設については修繕・更新計画マスタープラン及び実施方針に従い計画的な補修・更新を進める。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 農林部 | 農村整備課 | |
| | | | | 02 | 農業用ため池等への耐震化、基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新の推進、農地維持 | 農地防災事業 | 昭和49年度～令和12年度 | 耐震調査・設計の結果、対策工事が必要な農業用ため池等について整備を行う。 | ・令和3年度実施 ため池耐震化 3地区 ・令和4年度実施 ため池耐震化 2地区 ・令和5年度実施 ため池耐震化 4地区 ・令和6年度実施 ため池耐震化 5地区 ・令和7年度実施 ため池耐震化 7地区 ・令和8年度実施予定 ため池等耐震化 11地区 | 耐震性調査の結果、所定の安全率を下回ったため池について耐震対策を進める。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 農林部 | 農村整備課 |
| 02 | 農業生産基盤等の整備 | 01 | 地域ぐるみの総合的な鳥獣害防止対策の実施 | 01 | 有害動植物防除等体制整備促進事業 農作物鳥獣害防止指導者育成 | 平成9年度～ | 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣害防止指導者を育成するとともに、鳥獣害防除技術の開発及び普及を推進する。 また、市町村地域協議会における被害防止対策を支援する。 | 市町村職員、農業協同組合職員等を対象に鳥獣害防止に係る研修会を行い、地域で活動できる被害防止指導者を育成するとともに、野生動物の生態に基づく効果的な防除技術や捕獲技術の開発及び普及を推進する。また、鳥獣被害防止計画を策定している市町村地域協議会における被害防除技術の導入や人材の育成、捕獲機材整備などの被害防止対策の支援を行うほか、野生イノシシの捕獲強化を図るため、わなの整備や講習会を開催し、被害防除技術の実証及び普及を推進する。 | 地域ぐるみの総合的な鳥獣害防止対策を実施することで、野生動物による農作物の被害を低減させ、農山村の機能を維持し生活環境を充実させる。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 農林部 | 農業支援課 | | |
| | | | | 02 | 農業用ため池等への耐震化、基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新の推進、農地維持 | 団体営基盤整備促進事業 | 昭和27年度～令和12年度 | 比較的小規模な農業水利施設の機能を維持するための対策工事を行う。 | ・令和3年度実施 ため池耐震化 実施なし ・令和4年度実施 ため池耐震化 1地区 ・令和5年度実施 ため池耐震化 1地区 ・令和6年度実施 ため池耐震化 3地区 ・令和7年度実施 ため池耐震化 6地区 ・令和8年度実施予定 ため池等耐震化 10地区 | 耐震性調査の結果、所定の安全率を下回ったため池について耐震対策を進める。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 農林部 | 農村整備課 | |
| | | | | 03 | 農業用ため池等の防災対策 | 緊急点検結果に基づく農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事の推進 | 平成28年度～令和8年度 | 農業用水利施設(ため池等)のうち、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要があるものについて、調査及び計画の策定を進める。 | ・地震に対する安全度が不足し、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要がある農業水利施設(ため池等)について、工実施のための事業計画内容の詳細検討や事業計画書の作成を行う。 ・農業用ため池の下流において、二次被害が想定され、詳細調査を緊急に実施しなければならない施設について、防災減災の見地から、施設管理者に対し、必要な調査費の補助を行う。 | 農業用ため池の防災情報連絡体制を整備する。耐震性調査の結果、所定の安全率を下回ったため池について耐震対策を進める。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 農林部 | 農村整備課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | |
|------|----|-----|----|-----------|-------------------------------------|-----------------|---------------|---|---|--------------------------------------|-------|----|----|-----|---------------|---|-----|------|------|----|-----|----|-----|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| | | | | 01 ② | 緊急点検結果に基づく農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事の推進 | 農地防災事業【再掲】 | 昭和49年度～令和12年度 | 耐震調査・設計の結果、対策工事の必要な農業用ため池等について整備を行う。 | ・令和3年度実施 ため池耐震化 3地区 ・令和4年度実施 ため池耐震化 2地区 ・令和5年度実施 ため池耐震化 4地区 ・令和6年度実施 ため池耐震化 5地区 ・令和7年度実施 ため池耐震化 7地区 ・令和8年度実施予定 ため池等耐震化 11地区 | 耐震性調査の結果、所定の安全率を下回ったため池について耐震対策を進める。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | | | | | | 農林部 | 農村整備課 |
| | | | | 01 ③ | 緊急点検結果に基づく農業用ため池等の耐震調査や設計、対策工事の推進 | 団体営基盤整備促進事業【再掲】 | 昭和27年度～令和12年度 | 比較的小規模な農業水利施設の機能を維持するための対策工事を行う。 | ・令和3年度実施 ため池耐震化 実施なし ・令和4年度実施 ため池耐震化 1地区 ・令和5年度実施 ため池耐震化 1地区 ・令和6年度実施 ため池耐震化 3地区 ・令和7年度実施 ため池耐震化 6地区 ・令和8年度実施予定 ため池等耐震化 10地区 | 耐震性調査の結果、所定の安全率を下回ったため池について耐震対策を進める。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | | | | | | 農林部 | 農村整備課 |
| | | | | 02 | 大規模地震における、ため池等の農業用施設の災害対策事務や連絡系統の確認 | 防災減災緊急対策事業【再掲】 | 平成28年度～令和8年度 | 農業用水利施設(ため池等)のうち、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要があるものについて、調査及び計画の策定を進める。 | 農業用ため池の下流において、二次被害が想定され、ハザードマップ作成を緊急に実施しなければならない施設について、防災減災の見地から、施設管理者に対し、必要な調査費の補助を行う。 | 農業用ため池の防災情報連絡体制を整備する。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | | | | | | 農林部 | 農村整備課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。
 本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | | | | |
|------|-------------------------|-------------------|-------------------------------|---|---|--|-------------------|--|---|--|--------------------------------|-------|--------|---------------|--------|---|-----|------|------|-----|-----|------|--------|------|--------|--------|--------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | | | | |
| 11 | ライフライン | 01 | 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化 | 01 ① | 市町村の公共下水道の未普及解消への支援、生活排水等処理施設の整備推進 | 合併処理浄化槽転換促進事業 | 昭和63年度～ | 県民すべてが衛生的な排水処理施設を利用できるように合併処理浄化槽への転換を促進するため、個人負担の軽減及び市町村支援のための補助を行い、公共用水域の水質改善を図る。 | 市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業(①浄化槽設置整備事業(個人の浄化槽の設置に対して補助する事業)、②公共浄化槽等整備推進事業(市町村が公共事業として浄化槽を整備する事業))の実施に要する費用の一部を埼玉県浄化槽整備事業補助金交付要綱に基づき補助する。 | 令和7年度までに生活排水処理率100%を目標とする。(平成30年度末92.2%) | 生活排水処理人口普及率 | 94.3% | (R6年度) | 100% | (R7年度) | ○ | ○ | ○ | — | ○ | ○ | 環境部 | 水環境課 | | | | |
| | | | | 01 ② | 市町村の公共下水道の未普及解消への支援、生活排水等処理施設の整備推進 | 未普及解消のための技術支援 | 期間設定なし | 埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、未普及対策を実施している市町村に対し、整備を促進するよう技術的支援を図るとともに、国の社会資本整備総合交付金について、市町村からの所要額の確保に努める。 | 埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、未普及対策を実施している市町村に対し、整備を促進するよう技術的支援を図るとともに、国の社会資本整備総合交付金について、市町村からの所要額の確保に努める。 | 令和7年度までに生活排水処理率100%を目標とする。(平成30年度末92.2%) | 生活排水処理人口普及率 | 94.3% | (R6年度) | 100% | (R7年度) | ○ | ○ | — | — | — | — | 下水道局 | 下水道事業課 | | | | |
| | | | | 02 | 県運営の流域下水道の流下機能及び処理機能の確保。 | 終末処理場、ポンプ場、管渠本体の耐震化 | 令和元年度～令和10年度 | 水循環センターの流入から放流まで最低1系列の耐震化 全てのポンプ場の耐震化又は耐震化が困難なポンプ場はバイパス化 緊急輸送道路下にある小口径管渠(φ1,650mm以下)の耐震化 | 水循環センターの流入から放流まで最低1系列の耐震化 全てのポンプ場の耐震化又は耐震化が困難なポンプ場はバイパス化 緊急輸送道路下にある小口径管渠(φ1,650mm以下)の耐震化 | 令和8年度までにポンプ場の耐震化又は耐震化困難なポンプ場はバイパス化100%を目指す。緊急輸送道路下の小口径管渠耐震化等による流下機能の確保、終末処理場の流入から流出までの水処理施設の耐震化(1系列以上)77.8%を目指す。 | 水循環センターの流入から放流まで最低1系列の耐震化 | 66.6% | (5年度) | 77.8% | (12年度) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 下水道局 | 下水道事業課 |
| | | | | | | | | | | | 全てのポンプ場の耐震化又は耐震化が困難なポンプ場はバイパス化 | 72.7% | (5年度) | 100% | (8年度) | | | | | | | | | | | 下水道局 | 下水道事業課 |
| | | | | | | | | | | | 緊急輸送道路下にある小口径管渠 | 100% | (5年度) | 100% | (5年度) | | | | | | | | | | | 下水道局 | 下水道事業課 |
| 03 | 農業集落排水施設の機能診断、補修工事の実施 | 彩の国ゆたかなむらづくり整備事業 | 昭和58年度～ | 農業集落におけるし尿、生活雑排水の汚水などを処理する施設を整備することにより、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図る。 | 農業集落排水施設について、下記の取組を行う市町(施設管理者)に対して財政支援を行う。 1 施設の補修工事 2 改築に必要な機能診断 3 最適整備構想の策定・更新 4 維持管理適正化計画の策定 | 既設の農業集落排水施設について、市町が適時適切な補修工事等を行うことにより、施設の機能を維持し、農村地域の生活環境の向上を図る。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 農林部 | 農村整備課 | | | | |
| 04 | 緊急輸送道路等のマンホールの浮上防止対策の実施 | 緊急輸送道路上のマンホール浮上防止 | 令和元年度～令和8年度 | 緊急輸送道路上のマンホール浮上防止 | 緊急輸送道路上のマンホール浮上防止 | 令和8年度までに緊急輸送道路上のマンホール浮上防止対策100%を目指す。 | 緊急輸送道路上のマンホール浮上防止 | 93.7% | (5年度) | 100% | (8年度) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 下水道局 | 下水道事業課 | | |
| 05 | 下水道の整備に対する技術的支援の実施 | 雨水排水のための技術支援 | 期間設定なし | 市街地の浸水対策を実施している市町村に対し、整備を促進するよう技術的支援を図る。 また、国の社会資本整備総合交付金は、市町村からの所要額の確保に努める。 | 市街地の浸水対策を実施している市町村に対し、整備を促進するよう技術的支援を図る。 また、国の社会資本整備総合交付金は、市町村からの所要額の確保に努める。 | 定期的に下水道主管課長会議や勉強会を開催し、浸水対策を促進するよう技術的支援を実施。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 下水道局 | 下水道事業課 | |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | |
|------|----|-----|---------------------------------|-----------|-----------------------------|--|-------------|--|--|--|-------------------------------|--|---------|-------|---------------|---|-----|------|------|----|-----|-------|--------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| | | | | 06 | 災害時支援に関する連携の強化及び情報伝達の円滑化 | 関連団体との連携強化 | 期間設定なし | 災害による行政機能低下時でも下水道の応急復旧を迅速に行えるよう、国・市町組合など関連団体との災害支援の連携強化を図る。また、要請などの情報伝達を円滑に行えるようマニュアルなどの改善を図る。 | ・関連団体も参加する訓練の実施、及び協議会を開催し関連団体間の連携強化を図る。また、それらを通して得られた課題を踏まえ、災害時のマニュアルや情報伝達ツールの改善を図る。 | 関連団体の連携を強化し、災害時でも円滑に要請や支援が行えるような体制を整備する。 | — | — | — | — | — | | ○ | ○ | | ○ | | 下水道局 | 下水道事業課 | |
| | | 02 | 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化 | 01 | 水道事業者の水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新支援 | 水道施設の耐震化、更新事業 | 令和3年度～令和7年度 | 水道事業者等(各家庭に水道水を供給する水道事業者や水道事業者に水道水を供給する水道用水供給事業者)が取り組む水道施設の耐震化や更新を支援する。 | 水道事業者等の水道施設の耐震化や更新を推進するため、補助事業に関する説明会の開催や個別相談・立入検査を通じて、指導・助言を実施する。 | 基幹管路の耐震適合率 55.0%(令和7年度末) | 基幹管路の耐震適合率 | 51.60% | (R6年度) | 55% | (R7年度) | ○ | ○ | — | — | — | — | 保健医療部 | 生活衛生課 | |
| | | 02 | 県営水道の水質確保のための監視、災害に備えた水道施設の整備推進 | | 水道施設耐震化事業、高度浄水処理施設整備事業 | 水道施設耐震化事業(平成26年度～令和6年度) 高度浄水処理施設整備事業(令和4年度～令和11年度) | | 水道施設耐震化事業:地域防災計画において想定される最大規模の地震動(レベル2地震動、震度6強程度)に対応した耐震性能を確保するため、水道施設の耐震化を図り、地震に強い水道を構築する。 高度浄水処理施設整備事業:将来にわたり水質基準に適合した安全な水を安定供給するため県営浄水場に高度浄水処理施設を整備する。 | 地域防災計画において想定される最大規模の地震動(レベル2地震動、震度6強程度)に対応した耐震性能を確保するため、県営浄水場の水道施設の耐震化を図るとともに、災害時に備えて貯水タンク等の増設を行う。 水質が安全であることを確認するため、水源の水質を定期的に監視する。浄水場に取水してからは毒物監視装置等により常時監視を行い、原水の水質に応じた適切な浄水処理を実施する。 将来にわたり水質基準に適合した安全な水を安定供給するため県営浄水場に高度浄水処理施設を整備する。 | 水道施設の耐震化を図り、地震に強い水道を構築する。 災害や水質事故時でも水源の水質を把握し、適正な浄水処理を実施する。 将来にわたり水質基準に適合した安全な水を安定供給するため県営浄水場に高度浄水処理施設を整備する。 | 浄水施設の耐震化率(第4次企業局5か年計画) | 100% | (R6年度末) | 100% | (R6年度末) | | | | | | | | 企業局 | 水道管理課 |
| | | | | 03 | 水道水源となる河川の定期的な水質測定 | 水質監視事業 | 昭和46年度～ | 水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を定め、県内主要河川の水質の汚染状況を監視する。 | 水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を定め、県内主要河川(44河川、94地点)の水質測定を実施し、その結果を公表する。 | 県民が安心して河川を水道水源として利用するため、河川における水質測定(常時監視)を継続し、河川水質の把握に努める。 | 環境基準(BOD)を達成した河川の割合 | 91% | R6年度 | 100% | R8年度 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 環境部 | 水環境課 | |
| | | | | | | | | | | | 備蓄水量の確保(第4次企業局経営5か年計画、県5か年計画) | 688万人(耐震化の達成により、震災時にも水処理を継続できることとなったため、備蓄水量の確保についても達成といえ | (R7年度末) | 704万人 | (R8年度) | | | | | | | 企業局 | 水道管理課 | |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | 担当課 | | | | |
|------|----|-----|-------------|-----------|-----------------------|------------|---------|---|---|---|--|--------|--------|------|---------------|---|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| 12 | 教育 | 01 | 学校の災害対応力の向上 | 01 | 学校における防災教育 | 学校安全総合支援事業 | 平成25年度～ | 系統的・継続的な学校安全推進体制の構築を図り、質の高い学校安全の取組を推進し、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成する。 また、災害時において共助のために率先して行動する生徒の育成を目的とした高校生対象の災害ボランティア育成講習会を開催する。 | 管理職を含め教職員を対象とした学校安全に関する研修会を実施するとともに、先進的な取組等を全校種に周知・普及し、安全教育の質及び危機管理意識を向上させるための学校安全総合支援事業成果発表会を実施する。 また、災害時において共助のために率先して行動する生徒の育成を目的とした高校生対象の災害ボランティア育成講習会を開催する。 | 関係機関との連携や協力による防災教育を実施する学校の割合100%を目指す。 (※公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校) | 関係機関との連携や協力による防災教育を実施する学校の割合 | 80.41% | (R6年度) | 100% | (R8年度) | ○ | ○ | — | — | — | — | — | 教育局 | 保健体育課 |
| | | | | | | | | | | | 学校間、家庭、地域及び公共機関等との連携や協力による防災訓練を実施する学校の割合 | 89.06% | (R6年度) | 90% | (R8年度) | | | | | | | | | |
| | | | | 02 | 防災拠点設備の有効活用及び整備・充実の推進 | 県立学校体育館整備費 | 継続事業 | 建築後長期間経過し老朽化の激しい県立学校の体育館について、計画的に改修工事を実施し、建物の長寿命化と学習環境の整備を図る。 | 防災拠点として設備が整備された高校(防災拠点校)において、災害時に迅速に設備が使用できるよう学校及び市町村を対象とした防災拠点校設備の使用方法に関する研修会「防災拠点活用塾」を開催し、災害時における対応能力の維持・向上を図る。 ・防災拠点校36校について、空調を本設置する為の工事を12校行う。 | ・防災拠点校における防災拠点活用品の継続的な実施を行う。 ・防災拠点校36校について、空調が本設置されている。 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 教育局 | 財務課 | |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | 担当課 | | | |
|------|------|-----|-----------------|-----|-------------------|-------------------|--------|--|---|---|-------|----|----|-----|---------------|---|-----|------|------|-----|-----|-------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量 等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 |
| 13 | 土地利用 | 02 | 発災前からの都市の復興への備え | 01 | 復興まちづくりイメージトレーニング | 復興まちづくりイメージトレーニング | 期間設定なし | 県職員、市町村職員、まちづくりサポーターを対象にワークショップ形式で行う研修で、モデル地区とそこに住む架空の被災世帯を設定し、被災世帯の生活再建と、都市の復興を目指す道筋(復興シナリオ)を検討して突き合せ、そこで生じる食い違いの調整するトレーニングを通し、復興の担い手を育成する。 | 県内を対象に復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。トレーニングの中で挙げた課題などについては、平時のまちづくりや「埼玉県震災都市復興の手引き」に反映している。 | 県及び県内市町村の職員が復興まちづくりイメージトレーニングに積極的に参加する。 | — | — | — | — | — | | ○ | | | ○ | | 都市整備部 | 都市計画課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | 担当課 | | | |
|------|----|-----|------------------|-----------|----------------------------|---------------------|---------------|---|--|--------------------------|------------------|-------|--------|-----|---------------|---|-----|------|------|-----|-----|-------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 |
| 14 | 環境 | 02 | 有害物質等の流出対策の確実な実施 | 01 | 毒物劇物の製造業者等に対する適切な管理状態確保の指導 | 毒物劇物等安全対策【再掲】 | 令和4年度～ | 毒物劇物等の有害物質に起因する保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業業者への指導・取組等を行う。 | ・毒物及び劇物取締法に基づく登録・届出(許認可)及び監視指導の実施 ・農薬販売店等に対する立入調査の実施 ・毒物劇物製造業者等に対する講習会の開催 | 毒物劇物営業業者等に対する監視率32%を目指す。 | 毒物劇物営業業者等に対する監視率 | 25.0% | (R6年度) | 32% | (R8年度) | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | 保健医療部 | 薬務課 |
| | | | | 02 | 水質事故の未然防止 | 水質事故対策、工場・事業場水質規制事業 | 昭和46年～ | 河川等における異常水質事故は、取水や利水に影響を及ぼす可能性がある。そのため、迅速な原因究明並びに的確な拡大防止措置により、健康被害の防止及び水質の保全を図る。 | 河川等における異常水質事故は、取水や利水に影響を及ぼす可能性がある。関係機関との連絡体制を確保するとともに、事故発生時には異常水質事故発生時における危機管理マニュアルに則り、関係機関が連携し、発生源調査や拡大防止措置などの対応を行う。あわせて、特定事業場への立入検査等において、異常水質事故に係る注意喚起を行う。 | 迅速な原因究明と的確な拡大防止措置の実施 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 環境部 | 水環境課 |
| | | | | 03 | 民間建築物の石綿の分析調査、除去等工事への支援 | アスベスト対策推進費 | 平成21年度～令和12年度 | 社会問題化しているアスベスト飛散による健康被害を防止し、県民が安心して生活し続けられることを目的に、民間建築物に使用されている吹付けアスベスト等の含有調査及び除去等工事を行うことを支援する。 | 住宅・建築物の安全性を確保し災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 民間建築物の所有者に対し、アスベストの含有の恐れがある吹付け材の含有調査及びアスベストの含有を確認した吹付けアスベスト等の除却等工事にかかる費用の一部を補助する。 | 民間建築物のアスベスト未対策の解消 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 都市整備部 | 建築安全課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した「埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)」に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に包含されており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | 具体的事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | | |
|------|--------------------|-----|-----------------------------------|-----------|-------------------------------------|----------------------|-------------|--|---|---|-------------------------|--------|--------|---------------|--------|---|-----|------|------|-----|-----|-------|---------|-------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| 15 | 地域づくり・リスクコミュニケーション | 01 | 自助と共助による地域単位の防災力の向上 | 01 | 家具の固定など「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災事業」の実施 | 減災に向けた自助と共助の推進事業 | 平成27年度～ | 減災に向けた自助と共助の推進事業の中で、「あなたのイツモが、モンモを変える」をスローガンに減災に向けた自助の取組を推進する「イツモ防災事業」を展開している。 | イツモ防災事業において以下の取組を進めている。 ・「3つの自助の取組」(家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄)の啓発 ・防災啓発を担う人材(イツモ防災インストラクター)の養成 ・わかりやすい啓発コンテンツの作成(防災マニュアルブックや動画コンテンツなどの作成) ・人材とコンテンツを活用した市町村の防災啓発の支援(イツモ防災講座、イツモ防災キャラバン) ・感震ブレーカーの普及促進(防災マニュアルや広報媒体など) | 県民が「3つの自助」に取り組んで災害時の被害を出来る限り軽減させている。 | 家具固定の実施率 | 70.30% | (R6年度) | 65%以上を維持 | (R8年度) | | ○ | ○ | | ○ | | | 危機管理防災部 | 危機管理課 |
| | | | | 02 | 自主防災組織の育成支援 | 減災に向けた自助と共助の推進事業【再掲】 | 平成27年度～ | 自助を広く住民に周知する市町村の取組を支援するとともに、共助の要となる自主防災組織の組織率向上や活動活性化を目的とする市町村事業に対する支援を行い、県全体の地域防災力の底上げを図る。 | 自主防災組織の育成に取り組む市町村に対して、防災リーダー養成講座等の講師派遣を行う。また、自主防災組織の組織率の向上や活性化を目的とし市町村事業に対して財政支援を行う。 | 自主防災組織の組織率96.2%(令和元年度における全国上位10県の平均値に相当する組織率)を目指す。 | 自主防災組織の組織率 | 93.20% | (R5年度) | 96% | (R8年度) | ○ | ○ | ○ | — | ○ | — | | 危機管理防災部 | 危機管理課 |
| | | | | | | | | | | | 自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合 | 74.00% | (R5年度) | 90% | (R8年度) | | | | | | | | 危機管理防災部 | 危機管理課 |
| 06 | 避難所の公衆衛生と生活の質の確保 | 01 | 災害時公衆衛生活動マニュアルに基づいた平常時からの体制整備等の推進 | 01 | 災害時公衆衛生活動マニュアルに基づいた平常時からの体制整備等の推進 | 災害時公衆衛生活動のための体制整備事業 | 令和4年度～令和8年度 | 拠点保健所を中心とした大規模災害を想定したシミュレーションや訓練により、医療機関、消防、警察、行政機関等の関係機関との連携構築を図る。 各保健所は平常時から訓練や研修を実施し、災害発生時は速やかに初動体制や災害時公衆衛生活動を行えるよう役割分担や職員派遣に関する整備を進める。すでにあるマニュアル等は、訓練やシミュレーションを通して、より良く修正や更新を行い、災害時公衆衛生活動のための体制整備を図る。 | ○平常時からの訓練や研修の実施 ・拠点保健所を中心とした大規模災害を想定した訓練の実施(年1回) ・各保健所における訓練実施(年1回) ○マニュアル等の定期的な見直し、更新(全保健所) ○災害時派遣者名簿の作成(年2回) ○DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)研修への職員派遣 | 全保健所において、災害時公衆衛生活動マニュアルに基づいた訓練や研修を行う。さらに、地域の医療機関や行政機関等との連携することにより、災害による被害者を最小限に抑える。 | 災害時公衆衛生活動マニュアルに基づく訓練の実施 | 77% | (R3年度) | 100% | (R8年度) | ○ | ○ | — | ○ | — | — | 保健医療部 | 保健医療政策課 | |
| | | | | 02 | 災害時のペット同行避難などに係る啓発の実施、関係機関との連携推進 | 愛護動物の防災・災害対策事業 | 令和4年度～令和8年度 | 平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。関係する団体、企業及びボランティアと災害発生時に備えた連携を深める。避難所のペット受入れ体制の整備に向け、市町村の支援を行う。 | ペット同行避難を受け入れる市町村に対し、受け入れ体制整備に有用な情報提供及び研修等の支援を行う。また、災害発生時の民間ボランティアへの連絡や参集方法等について検討し、有事において速やかに避難所等へボランティアを円滑に派遣できるよう運用体制を整備する。 | 災害時に飼い主とともに避難する動物を受け入れる避難所が各市町村にあることで、安心してペットを連れて避難が行われ、避難所では飼い主による避難動物の適正な飼養管理が行われる。 | — | — | — | — | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 保健医療部 | 生活衛生課 |
| | | | | 03 | 応急仮設住宅の迅速な供給への備え | 応急仮設住宅の迅速な供給への備え | 期間設定なし | 災害時に応急仮設住宅を速やかに供給するため、市町村説明会や訓練などを通じて供給体制の強化を進める。 | 市町村事務説明会、図上訓練、応急仮設住宅建設適地の調査を行う。また、協定団体に対して建設型応急住宅の建設能力の確認を行う。 | 被災時に応急仮設住宅を迅速に供給できる体制の強化を目指す。 | — | — | — | — | — | | ○ | ○ | | | | 都市整備部 | 住宅課 | |
| | | | | 04 | 市町村における避難所運営の支援 | 防災体制整備事業【再掲】 | 令和4年度～令和8年度 | 災害対応を行う中で得た知見を踏まえ、県の「避難所の運営に関する指針」を改定し、会議等を通じて市町村に周知を行うとともに、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」及び映像資料を活用し、避難所開設・運営マニュアルの改定を支援する。 | 最新の知見を踏まえ改定した県の「避難所の運営に関する指針」等を、会議等で市町村に情報共有するとともに、避難所運営に関する研修を実施し、避難所開設・運営マニュアルの改定を促進する。 また、災害時にジェンダー視点を踏まえ、女性等に配慮した避難所開設・運営ができるよう作成した標準手引き及び映像資料を活用し、市町村において避難所開設・運営マニュアルの改定やそれに基づく訓練ができるよう積極的に支援する。 | 継続的な情報提供や研修を通して、市町村の避難所開設・運営マニュアルの改定を支援・促進する。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | | | | | | 危機管理防災部 | 災害対策課 |
| | | | | 05 | 被災時に避難所外避難が発生することを前提とした避難者対応等の検討 | 災害対策用物資備蓄事業 | 令和4年度～令和8年度 | 被災時に避難所外避難者(車中泊避難等)が発生することを前提とした避難者対応等を検討する。 | 避難所外避難者に対する備蓄物資の見直しを随時行っていく。 また、避難者のニーズを把握し、物資などの支援体制を構築する。 | 避難所外避難者に対する備蓄物資の見直しを随時行っていく。 また、避難者のニーズを把握し、物資などの支援体制を構築する。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | | | | | | 危機管理防災部 | 災害対策課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。

本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | | | |
|------|----|-----|----|-----|---------------|-----------------|-------------|---|---|--|-------|----|----|-----|---------------|---|-----|------|------|----|-----|----|-------------|-----------|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量 等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 | |
| | | | | 06 | 避難所の物資の充実 | 災害対策用物資備蓄事業【再掲】 | 令和4年度～令和8年度 | 地域防災計画に基づき、備蓄品・備蓄量を確保する。 | 県民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資、要配慮者や女性に配慮した物資を確保する。 | 災害時における避難所の良好な生活環境の維持に向け、物資などの支援体制を構築する。 | — | — | — | — | — | | ○ | ○ | | | | | 危機管理 防災部 | 災害対策 課 |
| | | | | 07 | 避難所の物資の速やかな供給 | 災害対策用物資備蓄事業【再掲】 | 令和4年度～令和8年度 | 新物資システム(B-PLo)等を活用して、市町村が必要となる物資等を把握する。 災害対策用物資の備蓄を引き続き行う。 | 新物資システム(B-PLo)を活用し、国・市町村と訓練を行い、一連の操作及び物資システムへの反映状況を把握する。 | 新物資システム(B-PLo)等を活用し、防災関係機関との物資支援情報を共有する。 | — | — | — | — | — | ○ | ○ | | | | | | 危機管理 防災部 | 災害対策 課 |

埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧(令和8年度時点)

「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」は、平成29年3月に策定(令和4年3月改定)した『埼玉県地域強靱化計画(以下「強靱化計画」という。)』に基づき実施する主な事業・取組をとりまとめ、整理したものです。
 本事業等一覧は、強靱化計画と一体的なものとして、各取組の着実な推進を図っていくものとします。

また、埼玉県地域防災計画に定める3つの減災目標の達成を目的とした「埼玉県震災対策行動計画」に位置付けられた施策は、強靱化計画に含まれており、今後は本事業等一覧に統合し、減災に資する取組についても強靱化計画の進捗管理の中で行います。

| 施策内容 | | | | | 具体の事業・取組等 | | | | | | 数値指標 | | | | | 県以外で取組を期待する主体 | | | | | | 担当課 | |
|------|-------|-----|-------------------|-----|---------------------------------|--|------|--|---|---|-------|----|----|-----|----|---------------|-----|------|------|----|-----|-------|-----|
| No. | 分野 | No. | 取組 | No. | 施策 | 個別事業・取組の名称 | 事業期間 | 事業・取組概要 | 取組内容等 (施工箇所、路線名、工区名、施工場所、数量 等) | 概ね5年後に目指す姿 | 指標の名称 | 現況 | 時点 | 目標値 | 時点 | 国 | 市町村 | 民間企業 | 医療機関 | 県民 | その他 | 部局 | 課 |
| 16 | 老朽化対策 | 01 | 県有資産の計画的な老朽化対策の推進 | 01 | 県有資産の長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化を進める。 | 県立学校大規模改修費、快適ハイスクール施設整備費、県立学校体育館整備費、社会教育施設大規模改修費、社会教育施設建物いきいき回復事業費、県立学校維持修繕費、教育関係庁舎維持修繕費 | 継続事業 | 教育局が所管する施設の老朽化対策、教育環境の向上及び予防保全による建物の長寿命化を図る。 | 教育局が所管する県立の高等学校131校、特別支援学校38校及び社会教育施設17施設に対し、計画的に改修工事を実施する。 また、特別支援学校38校の老朽化が進む空調設備の改修工事を実施する。 | 適切な改修周期(概ね30年に一度)での大規模改修工事の実施を目指す。 また、特別支援学校空調の適切な状態の保持を目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | 教育局 | 財務課 |
| | | | | 02 | 県有資産の長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化を進める。 | 営繕費(埼玉県県営住宅事業特別会計) | 継続事業 | 県営住宅の老朽化対策、住環境の向上及び予防保全による建物の長寿命化を図る。 | 県営住宅の全住棟に対し、計画的に改修を実施する。 | 適切な改修周期での外壁改修工事等の実施を目指す。 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | — | — | — | 都市整備部 | 住宅課 |